

## 中小・小規模事業者の円滑な世代交代を後押しする議員連盟(事業承継議連)の活動

松本純会長が抜本拡充に尽力

(2023/10/20 元中小企業庁担当者レク)

### (1)事業承継税制

法人版事業承継税制は、平成 21 年度に創設された後、松本純事業承継議連会長に尽力いただき、平成 30 年度(2018 年度)税制改正により抜本拡充されました。

10 年間限定の措置として、その期間に事業承継した場合には、非上場株式等に係る贈与税・相続税を、対象株式数の上限なく、猶予割合も100%納税猶予できる特例措置が創設されました(参考資料1 ページ、2ページご参照)。

個人版事業承継税制については、個人事業者の事業承継を促進するため、同じく松本純事業承継議連会長に尽力いただいた結果、平成 31 年度(令和元年度・2019 年度)税制改正により創設されました。個人事業者が事業承継する場合、10 年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予するものとして措置されました(1ページ、3ページご参照)。

法人版も個人版も、これらの特例措置適用のためには、特例承継計画の策定・確認申請が必要となります、その申請期限は令和6年(2024 年)3 月 31 日までとなっております(4ページご参照)。

事業承継税制は、地域の経済や雇用を支え、成長を志向する中小企業に多く活用されております。平成 30 年に特例措置が創設されて以降、急激に活用件数が増加しており、年間約 3000 件程度の活用実績がございます(5ページご参照)。

4ページや 9 ページにございますとおり、令和 6 年度税制改正にむけては、経済産業省としては、経営者の高齢化の進展等を踏まえ、中小企業の事業承継を後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、法人版及び個人版事業承継税制について、特例承継計画の提出期限の延長を行うとともに、本税制の適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置について検討することを要望しております(4ページ、9ページご参照)。

### (2)中小企業の経営資源の集約化に資する税制

中小企業の経営資源の集約化に資する税制は、令和 3 年度税制改正によって創設されたもので、経営資源の集約化(M&A)によって生産性向上等を目指す経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づいて M&A を実施した場合に、設備投資減税(中小企業経営強化税制)と準備金の積立(中小企業事業再編投資損失準備金)を活用することができます(6ページご参照)。適用期限は、中小企業経営強化税制は令和 6 年度末まで、中小M&A 準備金税制は令和 5 年度末までとなっております。

なお、7ページと9ページ目にございます通り、令和 6 年度税制改正にむけては、経済産業省としては、中小 M&A 準備金税制(M&A を実施する際、株式等の取得価額の 70%を損金として算入)についても延長等を行うことを要望しております。

#### ※松本純談

さらに恒久税制に拡充し、日本の底力を發揮していかなければならない。

一刻も早く第一線に復帰し、日本のために尽くしたい。

# 事業承継税制の概要

- 法人版事業承継税制は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度。平成21年度に新たに措置された後、平成30年度に10年間限定の特例措置を創設し、猶予対象株式数の上限を撤廃とともに、猶予割合を贈与税・相続税ともに100%とするなど、抜本的に拡充。
- 個人版事業承継税制は、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置。

## ● 法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置（時限措置）
猶予対象株式数	総株式数の最大2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで)
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

# 法人版事業承継税制（平成30年度税制改正 抜本拡充）

- 平成30年度に「法人版事業承継税制」を抜本的に拡充。

## ◆ 税制適用の入り口要件を緩和～事業承継に係る負担を最小化～

### 改正前

- 納稅猶予の対象になる株式数には2/3の上限があり、相続税の猶予割合は80%。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみ。

### 改正後

- 対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能に。また、納稅猶予割合も100%に拡大することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

## ◆ 税制適用後のリスクを軽減～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

### 改正前

- 税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ猶予打切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。
- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じる。

### 改正後

- 5年間で平均8割以上の雇用要件を未達成の場合でも、猶予を継続可能に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。
- 売却額や廃業時の評価額を基に納稅額を計算し、承継時の株価を基に計算された納稅額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

# 個人版事業承継税制（令和元年度税制改正 創設）

- 個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を措置。

## ① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

○**土地・建物**（土地は400m<sup>2</sup>、建物は800m<sup>2</sup>まで）

○**機械・器具備品**

（例）工作機械・パワーショベル・診療機器 等

○**車両・運搬具**

○**生物**（乳牛等、果樹等）

○**無形償却資産**（特許権等）

等



## ② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

## ③ 納税額の全額（100%）が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

## ④ 10年間の時限措置

2019年1月1日～2028年12月31日の間に  
行われる相続・贈与が対象

注1：制度を活用するためには、  
①経営承継円滑化法に基づく認定が必要  
②2019年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制

## 【令和6年度税制改正要望】法人版・個人版事業承継税制の見直し及び延長（相続税・贈与税）

- 事業承継税制※は、事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置。  
（※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設）
- 経営者の高齢化の進展等を踏まえ、承継計画の確認申請（提出）の期限の延長を行い、特例措置の適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置を検討する。

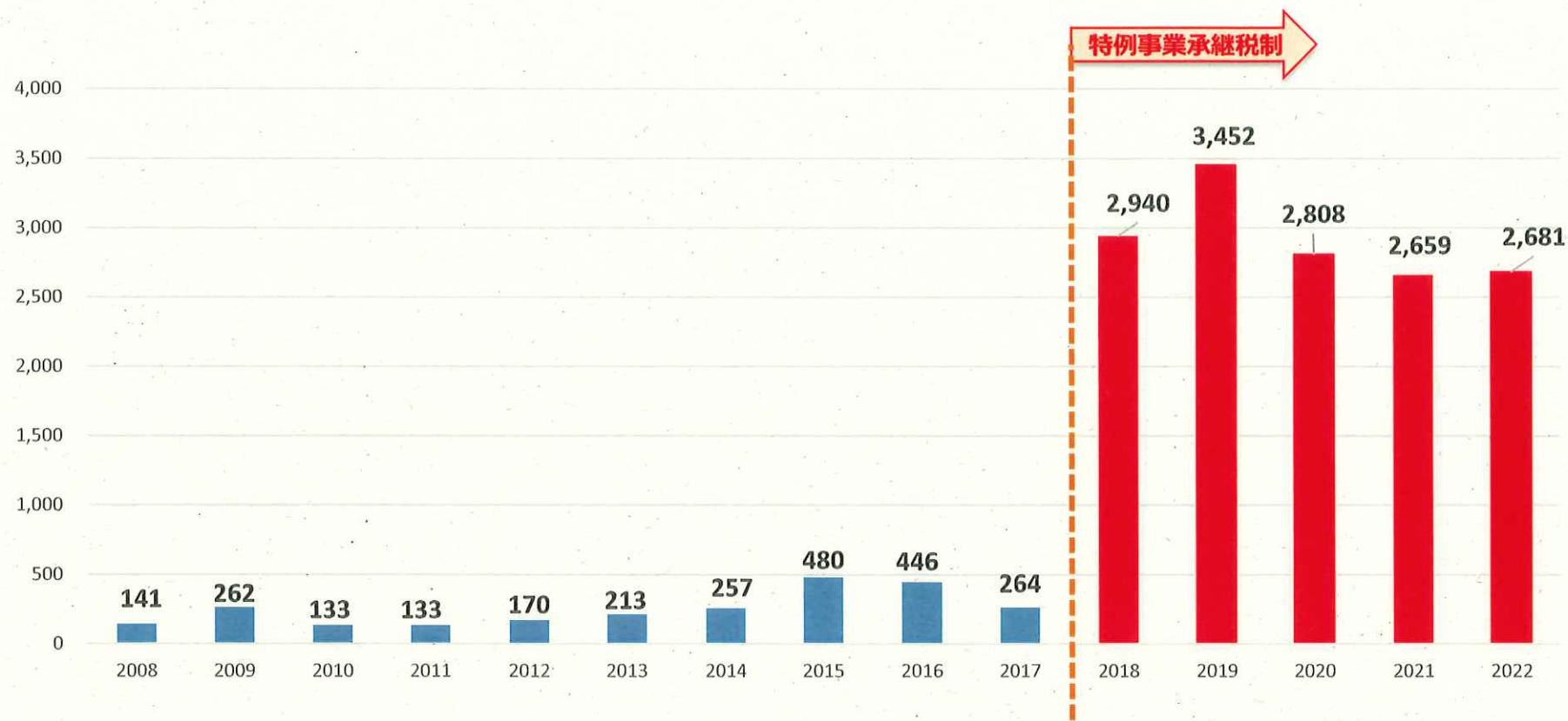
現行制度 【適用期限：法人版：令和9年12月末、個人版：令和10年12月末】  
【確認申請（提出）の期限：法人版・個人版いずれも令和6年3月末】



- 法人版・個人版事業承継税制の承継計画の確認申請（提出）の期限を一定期間延長する。
- その他円滑な事業承継の実施のために必要な措置を検討する。

# 事業承継税制の活用状況

- 平成30年に特例措置が創設されて以降、急激に活用件数が増加。年間約3000件の活用実績がある。



※2017年度以前は計画認定件数、2018年度以降は特例承継計画申請件数をカウント。

# 中小企業の経営資源の集約化に資する税制

- **経営資源の集約化(M&A)**によって生産性向上等を目指す、**経営力向上計画の認定を受けた中小企業**が、計画に基づいて**M&Aを実施した場合**に、以下の措置が活用可能。
  - **設備投資減税**（中小企業経営強化税制）
  - **準備金の積立**（中小企業事業再編投資損失準備金）

## 設備投資減税

経営力向上計画に基づき、以下いずれかの要件に該当する一定の設備を取得等した場合、投資額の  
**10%を税額控除※** 又は **全額即時償却**。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

### 経営資源集約化に資する設備(D類型)

M&A後に取得するもので、M&Aの効果を高める※設備

※修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画を作成し、確認を受ける必要。

※適用期限：令和6年度末まで

### 生産性向上設備(A類型)

生産性が年平均1%以上向上

### 収益力強化設備(B類型)

投資利益率5%以上のパッケージ投資

### デジタル化設備(C類型)

遠隔操作、可視化、自動制御化を可能にする設備

## 準備金の積立

事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた上で、計画に沿ってM&Aを実施した際に、M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、**投資額の70%以下の金額を、準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）**。

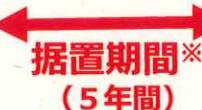
### 【益金算入】

### 【損金算入】

積立

100

均等取崩 20×5年間



据置期間後に取り崩し  
(益金算入)

※簿外債務が発覚し、減損等が生じた場合等には、準備金を取り崩して益金に算入。

※適用期限：令和5年度末まで 相手方の株式取得（最終契約）の前までとされている。

# 中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長（法人税、法人住民税、事業税）

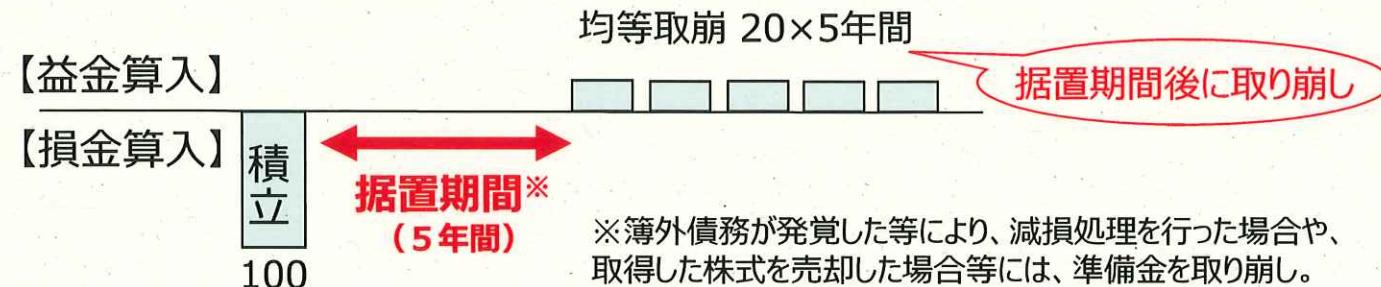
拡充・延長

- 一定の要件に基づく経営力向上計画の認定を受けM&Aを実施した際、M&A実施後に発生し得るリスクに備えるため、株式取得価額の70%以下の金額を準備金として積み立てた際、積立額を損金算入できる制度。
- デューデリジェンス（※）に大きなコストをかけることができない中小企業のM&Aには、簿外債務や偶発債務といった特有のリスクがある実態を踏まえ、本税制措置の適用期限の延長等を行う。

（※）買手側がM&Aを実施する前に売手側の財務、法務や事業のリスクを調査すること。

## 現行制度 【適用期限：令和5年度末まで】

- |           |                                    |            |
|-----------|------------------------------------|------------|
| ◆ M&A実施時  | 買手企業は、株式等の取得対価の70%以下の金額を準備金として積み立て | ⇒ 積立額を損金算入 |
| ◆ 取崩要件該当時 | 減損や株式売却等を行った場合は、準備金を取り崩す           | ⇒ 取崩額を益金算入 |
| ◆ 5年経過後   | 措置期間後の5年間にかけて均等額で準備金を取り崩す          | ⇒ 取崩額を益金算入 |



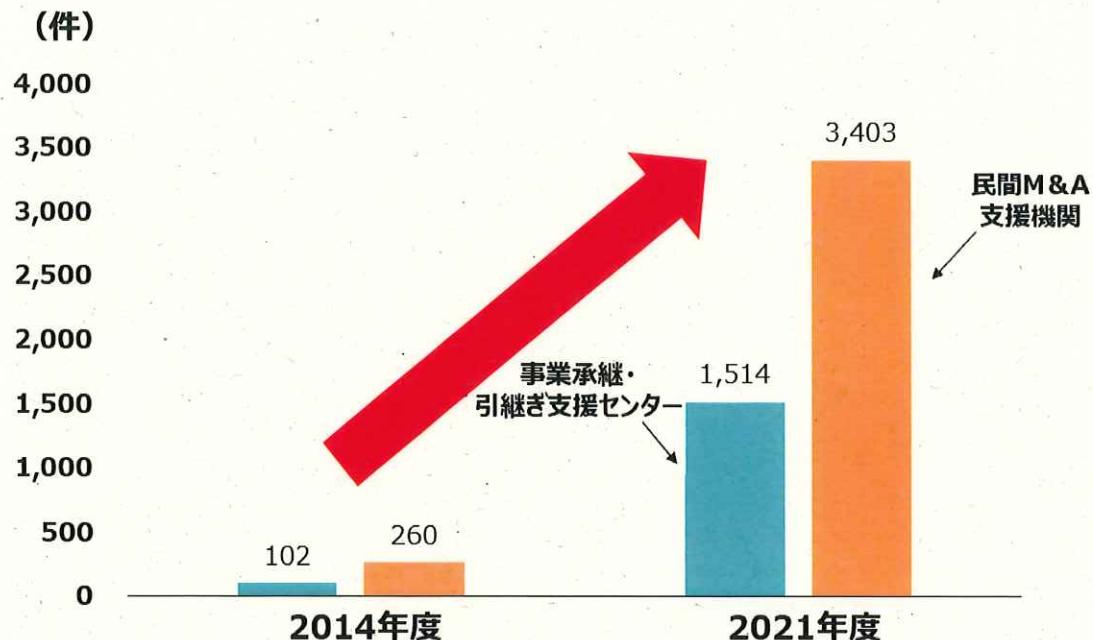
## 要望内容

- 中小企業再編投資損失準備金制度について、適用期限を延長する。
- 中小企業のM&Aの実態を踏まえて、手続について所要の見直しを行う。

## (参考) 中小企業のM&Aに関するリスク

- 後継者不在の中小企業は依然として多く、M&Aが全国的に活発化。事業承継のためのM&Aを進めることにより、地域経済の維持と中小企業の生産性の底上げを実現。
- 一方、事業承継を目的とした中小企業同士のM&Aでは、当事者にとってM&Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。

中小M&Aの実施件数の推移



【中小M&Aに着手した事業者の声】

- 後継者不在の地元企業の事業承継のために初めてM&Aに着手したが、顧問税理士から、M&A実施後に簿外債務等が発生して損失を被る可能性があることを聞かされ、その準備のために準備金を積み立てた。
- 専門的な知識が必要となるデューデリジェンスに対して、多くのコストをかけることができず、簿外債務や偶発債務の発生リスクについて、懸念がある。
- M&A実施後、事前に行っていたデューデリジェンスでも見つけられなかった簿外債務が発覚し、想定外のコストが発生した。

※2014年度の民間M&A支援機関の件数は、日本M&Aセンター、ストライク、M&Aキャピタルパートナーズ、オンデック、名南M&Aの5社の成約件数。

2021年度の民間M&A支援機関の件数は、M&A登録支援制度実績報告の成約件数。

### 令和6年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント

#### 3. 中小企業・小規模事業者の事業承継・成長支援等

- ① 経営者の高齢化の進展等を踏まえ、中小企業の事業承継を後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、法人版（特例措置）及び個人版事業承継税制（贈与税・相続税ともに100%を猶予）について、特例承継計画の提出期限の延長を行うとともに、本税制の適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置について検討する。あわせて、中小M&A準備金税制（M&Aを実施する際、株式等の取得価額の70%を損金として算入）についても延長等を行う。
- ② 赤字の状況等でも賃上げに取り組む中小企業等を対象とした繰越控除措置を創設する。【再掲】
- ③ 中小企業における交際費の損金算入の特例措置及び少額設備等の即時償却の特例措置を延長する。
- ④ 外形標準課税のあり方については、地域経済・企業経営への影響を踏まえ、引き続き慎重に検討を行う。